

○和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則

平成14年3月29日

教育委員会規則第19号

改正 平成15年3月28日教育委員会規則第13号

平成16年3月30日教育委員会規則第16号

平成17年3月25日教育委員会規則第10号

平成19年3月30日教育委員会規則第9号

平成21年3月31日教育委員会規則第8号

平成22年3月30日教育委員会規則第13号

平成24年3月2日教育委員会規則第4号

平成24年7月6日教育委員会規則第11号

平成25年10月29日教育委員会規則第17号

平成25年12月26日教育委員会規則第18号

平成28年3月31日教育委員会規則第8号

平成29年3月31日教育委員会規則第14号

令和2年5月19日教育委員会規則第24号

令和3年3月24日教育委員会規則第2号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則を次のように定める。

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の条件)

第2条 条例第2条第1項第3号に規定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) その者の属する世帯員全員の収入の年額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額の2倍以下である者
- (2) その者の生計を主として維持する者の失職、破産手続開始の決定、倒産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変し、その事由が発生した月から12月を超えない期間内に緊急に奨学金を必要とする者(以下「奨学金に係る家計急変者」という。)

- 2 条例第2条第1項第4号に規定する奨学のための資金は、次に掲げるものとする。
- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に規定する学資貸与金
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)に規定する修学資金
 - (3) 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和50年和歌山県条例第10号)に規定する修学奨励金
 - (4) 生活福祉資金貸付事業補助規則(昭和36年和歌山県規則第77号)に規定する教育支援費
- 3 条例第2条第2項第1号に規定する修業年限が2年以上の専門課程であって規則で定めるものは、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士と称することができる要件を満たす課程(通信制の学科を除く。以下「専修学校専門課程」という。)とする。
- 4 条例第2条第2項第3号に規定する者は、次に掲げる者とする。
- (1) その者の生計を主として維持する者の収入の年額が、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号)第21条第2項第2号の規定に基づき独立行政法人日本学生支援機構が定める収入基準額以下である者
 - (2) 第5条の3第1項の貸与申請書の提出期間の満了後、当該提出期間の満了の日の属する年の翌年の3月末日までに、その者の生計を主として維持する者の失職、破産手続開始の決定、倒産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変し、緊急に進学助成金を必要とする者(以下「進学助成金に係る家計急変者」という。)
- 5 条例第2条第2項第4号に規定する奨学のための資金は、次に掲げるものとする。
- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)に規定する入学時特別増額貸与奨学金
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に規定する就学支度資金
 - (3) 生活福祉資金貸付事業補助規則に規定する就学支度費
(修学奨励金の種類等)
- 第3条 条例第3条第1項に規定する修学奨励金の種類及び額は、別表に定めるとおりとする。
(連帯保証人)
- 第4条 条例第5条第1項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、修学奨励金の貸与を受けようとする者が成年であるときは3親等内の親族とし、未成年であるときは親権者又は後見人とする。ただし、これらを連帯保証人とするのが困難な場合は、これら

に代わる者として教育長が認めるものを連帯保証人にすることができる。

(奨学金の貸与の申請)

第5条 条例第2条第1項第1号に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)に在学する者で、奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、これを教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の構成員の所得を証明する書類
- (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 確認書(別記第2号様式)
- (4) 確約書(別記第3号様式)
- (5) 奨学金に係る家計急変者にあつては、その理由が確認することのできる公的な証明書等

2 前項第1号に掲げる書類については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号を記載した同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙(別記第4号様式)の添付をもって、前項第1号に掲げる書類の添付に代えることができる。この場合において、当該同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙には、番号法第2条第7項に規定する個人番号カードその他の個人番号を確認できる書類の写し及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第1条第1項各号に掲げる書類の写しを貼付し、又は添付しなければならない。

3 前年度に引き続き奨学金の貸与を受けようとする者は、貸与継続申請書(別記第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、高等学校長等を経由し、教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の構成員の所得を証明する書類
- (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し

4 第2項の規定は、前項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付について準用する。

(進学助成金の貸与の申請)

第5条の2 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者を除く。)は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第6号様式)に次の第1号及び第2号に掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第3号及び第4号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得を証明する書類
 - (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (3) 条例第2条第2項第1号に規定する大学等(以下「大学等」という。)又は専修学校専門課程の在学証明書
 - (4) 賃借証明書(別記第7号様式)又はこれに代わる賃貸契約書の写し
- 2 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できるものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第6号様式)に次の第1号から第5号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第6号及び第7号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。
- (1) その者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得を証明する書類
 - (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (3) 大学等又は専修学校専門課程の入学試験合格通知書若しくは合格証明書又はこれらに代わるものの写し
 - (4) 確約書(別記第8号様式)
 - (5) 家計が急変した理由が確認することのできる公的な証明書等
 - (6) 大学等又は専修学校専門課程の在学証明書
 - (7) 賃借証明書(別記第7号様式)又はこれに代わる賃貸契約書の写し
- 3 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、前項第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できないものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第6号様式)に次の第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第4号及び第5号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。
- (1) その者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得を証明する書類
 - (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (3) 家計が急変した理由が確認することのできる公的な証明書等
 - (4) 大学等又は専修学校専門課程の在学証明書
 - (5) 賃借証明書(別記第7号様式)又はこれに代わる賃貸契約書の写し
- 4 第5条第2項の規定は、第1項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付、第2項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付及び前項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付について準用する。

(進学助成金の貸与の内定)

第5条の3 教育長は、前条第1項又は第3項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、
適当と認めるときは、進学助成金の貸与を内定する旨を決定し、高等学校長等を経由して
当該申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、和歌山県修学
奨励金選考委員会(次項において「選考委員会」という。)の意見を聴することができる。

3 前項の選考委員会の構成は、別に定める。

(貸与の決定)

第6条 教育長は、第5条第1項若しくは第3項又は第5条の2第2項の申請書の提出を受けた後、
その内容を審査し、貸与要件を備えた者の中から当該年度予算の範囲内で適当と認めたと
きは、修学奨励金の貸与を決定し、第5条第1項又は第3項の申請書を提出した者について
は高等学校長等を経由し、第5条の2第2項の申請書を提出した者については直接、その旨
を通知するものとする。

2 教育長は、前条の進学助成金の貸与を内定する旨の決定を受けた者(以下この項において
「進学助成金貸与内定者」という。)から内定の決定を受けた年度の3月末日(進学助成金
貸与内定者の責めに帰することができない事由により同日までに提出することができな
い場合は翌年度の4月末日)までに、次に掲げる書類の提出を受けたときは、内定の決定を
受けた年度予算又は当該年度の翌年度予算の範囲内で、進学助成金の貸与を決定し、その
旨を当該進学助成金貸与内定者に通知するものとする。

(1) 大学等又は専修学校専門課程の入学試験合格通知書若しくは合格証明書又はこれら
に代わるものの写し

(2) 確約書(別記第8号様式)

3 第5条の3第2項の規定は、第1項の審査について準用する。

(条例第6条に規定する規則で定める書類)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める書類は、第5条の2第1項第3号及び第4号、同条第
2項第6号及び第7号並びに同条第3項第4号及び第5号に掲げるものとする。

(貸与の取消しの通知)

第7条の2 教育長は、奨学生が条例第6条の規定により修学奨励金の貸与を取り消されたと
きは、直ちにその旨を当該奨学生に通知するものとする。

(貸与の打切り又は停止の通知)

第8条 教育長は、奨学生が条例第7条の規定により奨学金の貸与を打ち切られ、又は条例

第8条の規定により奨学金の貸与を停止されたときは、直ちにその旨を当該奨学生に通知するものとする。

(借用証書及び返還計画書の提出)

第9条 第6条の規定により奨学金の貸与の決定の通知を受けた者が奨学金の貸与を打ち切れ、又は貸与の期間が満了したときは、奨学金借用証書・返還誓約書(別記第9号様式)及び返還計画書(別記第10号様式)を高等学校長等を経由し、速やかに教育長に提出しなければならない。

2 第6条の規定により進学助成金の貸与の決定の通知を受けた者は、進学助成金借用証書・返還誓約書(別記第11号様式)及び返還計画書(別記第10号様式)を速やかに教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、修学奨励金の貸与の決定の通知を受けた者が前2項に規定する書類を条例第9条第1項又は第2項の規定による返還の開始月の前月末日までに提出しないときは、貸与を受けた修学奨励金の全額について一括返還を請求することができる。

(連帯保証人の変更)

第10条 奨学生又は奨学生であった者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たな連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更届(別記第12号様式)により教育長に届け出なければならない。

(変更届出等)

第11条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書面により高等学校長等を経由して(高等学校等に在学する場合に限る。)遅滞なく教育長に届け出なければならない。

(1) 連帯保証人の住所又は氏名等に変更があった場合 連帯保証人変更届(別記第12号様式)

(2) その者の住所、氏名又は在学する高等学校等及び大学等又は専修学校専門課程に変更があった場合 住所・氏名等変更届(別記第13号様式)

(3) その者が休学、停学又は退学した場合 休(停・退)学届(別記第14号様式)

(4) その者が復学した場合 復学届(別記第15号様式)

(5) その者が奨学金の貸与を辞退しようとする場合 辞退届(別記第16号様式)

(6) その者が条例第2条第1項第4号に該当しなくなった場合 他奨学金等適用届(別記第17号様式)

(返還の方法)

第12条 条例第9条第1項及び第2項に規定する修学奨励金の返還は、月賦又は月賦・半年賦併用の均等払方式によるものとする。ただし、繰り上げて一括返還する場合は、この限りでない。

- 2 教育長は、修学奨励金の貸与の決定の通知を受けた者又は連帯保証人が、修学奨励金の返還を怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求するものとする。
- 3 修学奨励金の返還は、原則として口座振替によるものとする。ただし、やむを得ない理由により口座振替によることができないときは、修学奨励納入通知書(別記第18号様式又は別記第19号様式)により払い込むものとする。
- 4 奨学生が条例第6条の規定により修学奨励金の貸与を取り消されたときは、貸与を受けた修学奨励金を直ちに一括返還しなければならない。

(返還債務の免除)

第13条 条例第10条の規定により修学奨励金の返還債務の免除を受けようとする者は、その事由を明記した返還免除申請書(別記第20号様式)を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めたときは、修学奨励金の返還債務の免除を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還の猶予)

第14条 条例第11条の規定により修学奨励金の返還の猶予を受けようとする者(次項及び第3項において返還猶予申請者という。)は、その事由を明記した返還猶予申請書(別記第21号様式)に当該事由を証する書面を添付し、教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めたときは、修学奨励金の返還の猶予を決定し、その旨を返還猶予申請者に通知するものとする。
- 3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による書面(返還猶予申請者の所得を証明するものに限る。)の添付について準用する。

(返還期間の延長)

第15条 条例第12条の規定により修学奨励金の返還に係る期間の延長について申請をしようとする者(以下この項及び次項において返還延長申請者という。)は、その事由を明記した返還期間延長申請書(別記第22号様式)に次に掲げる書面を添付し、教育長に提出しなければならない。

- (1) 返還延長申請者の所得を証明する書類

(2) 返還延長申請者の属する世帯全員の住民票の写し

- 2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、相当と認めるときは、修学奨励金の返還に係る期間の延長を決定し、その旨を返還延長申請者に通知するものとする。
- 3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付について準用する。
- 4 条例第12条に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間とする。
 - (1) 奨学金 10年以内
 - (2) 進学助成金 5年以内

(延滞金の免除)

第16条 条例第13条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者は、その事由を明記した延滞金免除申請書(別記第23号様式)を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、相当と認めるときは、延滞金の免除を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日以降に高等学校等又は大学等の第1学年に入学する者に係る修学奨励金から適用する。
(平成25年度に貸与決定を受けた者の貸与継続申請)
- 2 平成25年度に貸与決定を受けた者が翌年度以降に貸与継続申請を行う場合において、第2条第1項第1号に規定する生活保護の基準に基づき算定する年額については、生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第174号)による改正前の生活保護法による保護の基準の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額とする。

附 則(平成15年3月28日教育委員会規則第13号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日教育委員会規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日教育委員会規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項及び別表の規定は、平成17年度以降に入学する者から適用するものとし、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 平成16年度以前に入学した者に係る改正後の第5条の2第2項の規定の適用については、同項中「別記第1号様式の3」とあるのは「和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年和歌山県教育委員会規則第10号)による改正前の別記第1号様式」とする。

附 則(平成19年3月30日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日教育委員会規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月2日教育委員会規則第4号)

(施行日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)第9条の規定により修学奨励金を返還しなければならない者のうち既に返還の期限が到来しているにもかかわらず修学奨励金の全部又は一部を返還していないものに対する改正後の第4条、第10条及び第11条並びに別記第6号様式の規定の適用については、当該修学奨励金の全部又は一部を返還するまでの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出されている貸与申請書、確認書その他の書類は、前項に規定する場合を除き、改正後の和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(平成24年7月6日教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月29日教育委員会規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月26日教育委員会規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月19日教育委員会規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式の次に1様式を加える改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に掲げる施行の日(第3項において「改正法第6号施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から改正法第6号施行日までの間は、第5条中「別記第1号様式の2」とあるのは、「附則別記様式」とする。
- 3 この規則の施行の日前に連帯保証人になった者の修学奨励金の貸与に係る保証債務については、なお従前の例による。

附則別記様式(附則第2項関係)

(表面)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード(写)等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の予約又は申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	(学校名：)										
同意者	申請者との続柄		生年月日				年	月	日		
	ふりがな										
	氏名										
	個人番号					—				—	
	住所										
同意者	申請者との続柄		生年月日				年	月	日		
	ふりがな										
	氏名										
	個人番号					—				—	
	住所										
同意者	申請者との続柄		生年月日				年	月	日		
	ふりがな										
	氏名										
	個人番号					—				—	
	住所										
同意者	申請者との続柄		生年月日				年	月	日		
	ふりがな										
	氏名										
	個人番号					—				—	
	住所										

備考

- 同意者(所得がある者に限る。)本人が記載してください。
- 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。なお、「番号確認書類」を例示すれば次のとおりです((3)の書類は貼付しないで、添付してください。)。
 - 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード(個人番号が記載された面)
 - 番号法第7条第1項に規定する通知カード
 - 個人番号が記載された住民票
- 運転免許証、旅券等「本人(実存)確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付しないでください。

本人(実存)確認書類貼付欄

附 則(令和3年3月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

種類	額
地方公共団体及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等に在学する自宅通学生の奨学金	月額 18,000円
地方公共団体及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等に在学する自宅外通学生の奨学金	月額 23,000円
私立の高等学校等に在学する自宅通学生の奨学金	月額 30,000円
私立の高等学校等に在学する自宅外通学生の奨学金	月額 35,000円
大学等又は専修学校専門課程への入学に伴う自宅以外の場所への住所又は居所の移転のために要する一時資金としての進学助成金	一時金 100,000円から500,000円までの範囲で100,000円単位の額

備考

- 1 自宅通学生とは、その者の生計を主として維持する者と同居する者又はこれに準ずると認められる者をいう。
- 2 自宅外通学生とは、自宅通学生以外の者をいう。

別記第1号様式(第5条関係)

奨学金

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印
(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号		※ 太線枠内のみ御記入ください。					
学校名	立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制 高等部 高等課程	年 月 日	科 組		
フリガナ				(年 月 日)			
申請者氏名 (自署)				住所			
生 年 月 日	年 月 日	日生		TEL	— —		
フリガナ				自宅外月額を	希望する ・ 希望しない		
連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄		印	住所			
生 年 月 日	年 月 日	日生		TEL	— — 携帯電話 — —		
同 一 生 計 の 家 族	続 柄	氏 名	年 齢	所得の種類	給与所得 収入年額(税込)	給与所得以外 収入年額(税込)	
					円	円	
						円	円
						円	円
						円	円
					計	A 円	B 円
				合計金額 [給与所得+給与所得以外]	A+B 円		
申請者 を除く 就学者	続 柄	氏 名	年 齢	校 種 (学 年)			
(1)世帯員に障害のある人がいる場合		続柄()氏名()等級(級)					
(2)借家等の家賃を支払っている場合		月額()円					
(3)母子家庭又は父子家庭の場合		母子家庭・父子家庭(いずれかを○で囲んでください。)					

注

- 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。
- 2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

(裏面)

奨学金を 必要とする理由	<hr/> <hr/> <hr/>
-----------------	-------------------

上記の申請について、親権者(後見人)として同意します。

(親権者(両親のいずれかがいないときには1人)本人が、自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 続柄 _____

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印

別記第2号様式(第5条関係)

奨学金

確認書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私が和歌山県修学奨励金の奨学金の貸与を受けるに当たり、私及び連帯保証人は、以下に記載の貸与内容を確認し同意の上、裏面記載事項並びに和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程を遵守し、返還することを確約し、本確認書を提出します。

貸与月額 円

ただし、貸与中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 年 月分から

貸与の終期 在学する学校の標準修業年限の終期までとします。(家計急変者については、貸与の始期の属する年度末(3月)までとします。ただし、奨学金の継続貸与が認められた場合は翌年度末(3月)までとします。)なお、それ以前に貸与を終了した場合はその期日までとします。

貸与金額 奨学金貸与終了の時期に貸与金額の総額が確定します。

本人 (自署)	フリガナ		生年月日	
	氏名	<input type="text"/>	年月日生	<input type="text"/>
	現住所	〒 <input type="text"/> TEL(<input type="text"/>)		
学校名	立 <input type="text"/> 学校	分校	全日制 高等部 定時制 高等課程 通信制	科 <input type="text"/>

連帯保証人 (自署)	フリガナ		生年月日		本人との続柄
	氏名	<input type="text"/>	年月日生	<input type="text"/>	
現住所	〒 <input type="text"/> TEL(<input type="text"/>)				

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏名	<input type="text"/>	生年月日		電話番号
			年月日生	<input type="text"/>	(<input type="text"/>)
	現住所	〒 <input type="text"/> (<input type="text"/>)			
	氏名	<input type="text"/>	生年月日		電話番号
		年月日生	<input type="text"/>	(<input type="text"/>)	
現住所	〒 <input type="text"/> (<input type="text"/>)				
後見人	氏名	<input type="text"/>	生年月日		電話番号
			年月日生	<input type="text"/>	(<input type="text"/>)
現住所	〒 <input type="text"/> (<input type="text"/>)				

(裏面)

確認書裏面

1 奨学金の貸与に係る事項

- (1) 奨学生は、次の場合、速やかに県に届け出なければなりません。
 - ア 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
 - イ 連帯保証人を変更するとき。
 - ウ 休学、復学、転学、停学又は退学したとき。
 - エ 奨学金貸与を辞退するとき。
 - オ 他の奨学金の適用を受けるとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、奨学金の貸与を停止します。
- (3) 奨学生が次の状態になったときは、奨学金の貸与を打ち切ります。
 - ア 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - イ 退学したとき。
 - ウ 奨学生の生計を主として維持する者が県外に転居したとき。
 - エ 奨学生の世帯全員の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額を超えたとき。
 - オ 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金及び生活福祉資金貸付金の修学費(いずれも月額貸与)の貸与を受けることとなったとき。
- (4) 奨学生が、偽りその他の不正の手段により、奨学金の貸与を受けることとなったことが判明したときは、その貸与を取り消しますので、直ちに貸与を受けた奨学金の一括返還をしなければなりません。

2 奨学金の返還に係る事項

- (1) 奨学生は、貸与終了時に連帯保証人と連署した「奨学金借用証書・返還誓約書」を提出しなければなりません。
- (2) 貸与総額に応じた返還回数で、算出された割賦額を月賦又は月賦・半年賦併用の方法により、申請時に登録した口座から自動引落の方法で返還することになります。延滞すると、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合を乗じて計算した金額が延滞金として課されます。
- (3) 返還は貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、10年以内に返還しなければなりません。
- (4) 返還期日前に、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (5) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県に届け出なければなりません。
- (6) 奨学金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出なければなりません。本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
 - ア 本人が高等学校等、大学、短期大学、大学院又は専修学校専門課程に在学するとき。
 - イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に修学奨励金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を延長することができます。
- (9) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を免除することがあります。
 - ア 死亡したとき。
 - イ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還することができなくなったと認められるとき。
- (10) 本人又は連帯保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。

3 保証に係る事項

連帯保証人は、本確認書によって負担する一切の債務(ただし、極度額までに限る。)について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、関係法令及び本確認書並びに「奨学金借用証書・返還誓約書」等に従わなければなりません。

4 貸与決定されなかった場合等の確認書の取扱いに係る事項

申請後貸与決定されなかった場合、貸与取消しになった場合又は申請後辞退した場合は、この確認書は無効となります。その場合確認書は返却しません。県が責任をもって廃棄します。

別記第3号様式(第5条関係)

確 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住 所 _____

(自 署) 氏 名 _____

連帯保証人 住 所 _____

(保護者等)

(自 署) 氏 名 _____

私は、和歌山県修学奨励金(奨学金)の貸与を申請するに当たり、次のことを確約します。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資貸与金の貸与を受けていないこと。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による修学資金の貸与を受けていないこと。
- (3) 生活福祉資金貸付金の教育支援費の貸与を受けていないこと。
- (4) 高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金の貸与を受けていないこと。

なお、上記(1)から(4)までの奨学金等を受けることになったときは、速やかに「他奨学金等適用届」により報告します。

別記第4号様式(第5条関係)

(表面)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード(写)等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の申請に係る事務、返還猶予の申請に係る事務又は返還期間の延長の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	(学校名：)			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号		—	
同意者	住所			
	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
同意者	個人番号		—	
	住所			
	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
同意者	氏名			
	個人番号		—	
	住所			
	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
同意者	ふりがな			
	氏名			
	個人番号		—	
	住所			

備考

- 同意者(所得がある者に限る。)本人が記載してください。
- 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。
 なお、「番号確認書類」を例示すれば次のとおりです((3)の書類は貼付しないで、添付してください。)
 (1) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード(個人番号が記載された面)
 (2) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)第4条の規定による改正前の番号法第7条第1項に規定する通知カード(当該カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る。)
 (3) 個人番号が記載された住民票
- 運転免許証、旅券等「本人(実存)確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付しないでください。

本人(実存)確認書類貼付欄

貸与継続申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、前年度に引き続き奨学金の貸与を継続して受けたいため、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条第3項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印
(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号							※ 太線枠内のみ御記入ください。	
学校名	立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制 高等部 高等課程	年	科 組			
フリガナ				(〒 —)				
申請者氏名 (自署)				住所				
生年月日	年	月	日生	TEL — —				
フリガナ				(〒 —)				
連帯保証人 氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄)			住所				
生年月日	年	月	日生	TEL — — 携帯電話 — —				
同 一 生 計 の 家 族	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	所得の 種類	給与所得 収入年額(税込)	給与所得以外 収入年額(税込)	
						円	円	
							円	円
							円	円
							円	円
							円	円
	計					A	B	円
合計金額 [給与所得+給与所得以外]						A+B	円	
申請者 を除く 就学者	続柄	氏名	年齢	校種(学年)				
(1)世帯員に障害のある人がいる場合		続柄()氏名()等級(級)						
(2)借家等の家賃を支払っている場合		月額()円						
(3)母子家庭又は父子家庭の場合		母子家庭・父子家庭(いずれかを○で囲んでください。)						
奨学金の貸与を受けていた期間		年 月 から 年 月 まで						
奨学金の貸与を継続して受けようとする期間		年 月 から 年 月 まで						
他の奨学金等の貸与又は給付の有無		無・有(種類・名称)						

注

- 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。
- 2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

(裏面)

上記の申請について、親権者(後見人)として同意します。

(親権者(両親のいずれかがいないときには1人)本人が、自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 続柄 _____

上記の者が本校に在学し、引き続き奨学金の貸与を受けることにより、学業を確実に終了できる見込みがあることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印

別記第6号様式(第5条の2関係)

進学助成金

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の2第1項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印
(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。						
学校名	立	大学 短期大学 専修学校 (年4月 年制第1学年入学予定(志望))	学部 分野 課程	学科 課程 学科	貸与希望額 いずれか一つに○をしてください。 10万円 20万円 30万円 40万円 50万円		
在学学校名	立	高等学校					
※ (県内高等学校・県外高等学校・高認(大検含む。)該当者)							
フリガナ				(円 —)			
申請者氏名 (自署)				住所			
生年月日	年	月	日生	TEL	— —		
フリガナ				(円 —)			
連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄)			印	住所		
生年月日	年	月	日生	TEL	— — 携帯電話 — —		
同 一 生 計 の	続柄	氏名	年齢	*職業・所得 の種 類	A収入・売上金 額(税込)	B控除額(給与所得者) ・必要経費(税込)	A-B 所得金額(税込)
					万円	万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
	↑ 主に家計を支えている者、1人に○を付けてください。 同一人で2種類以上の所得のある者は、所得ごとに段を改めて記入してください。						最も所得の多い者の所得金額 ① 万円
家 族	申請者 を除く 就学者	続柄	氏名	※ 設置者	校 種 (学年)	※ 通学別	控 除 額
				国公立・私立		自宅 ・ 自宅外	万円
				国公立・私立		自宅 ・ 自宅外	万円
				国公立・私立		自宅 ・ 自宅外	万円

(裏面)

所得から差し引かれる金額	申請者の就学者控除	万円
	母子・父子世帯(子が18歳未満(18歳以上の就学者を含む。))であること。ただし、60歳以上で経済力のない祖父母のいる世帯を含む。)(一律99万円)	万円
	障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等のいる世帯)(1人99万円)	万円
	主に生計を支えている者が別居している世帯(別居により生じた住居、光熱、水道、家具及び家事用品の実費を71万円を限度に控除する。)	万円
	長期に療養を要する人のいる世帯(6か月以上療養中の人や又は療養を必要とする人のいる世帯)	万円
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までに被害を受け、今後2年以上にわたり支出の増加又は収入の減少が見込まれる場合における1年当たりの支出増加額又は収入減少額を控除する。)	万円
	② 控除額合計	万円
	③ 認定所得額(①-②)	万円
	④ 収入基準額	万円

※は、いずれか該当する方を○で囲んでください。

◎進学助成金を必要とする理由

進学助成金の貸与を希望するに至った家庭事情等を記入してください。

--

上記の申請について、親権者(後見人)として同意します。 (親権者(両親のいずれかがいないときには1人)本人が自署・押印してください。) 親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____ 親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____ (親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。) 後見人氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

別記第7号様式(第5条の2関係)

賃借証明書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

証 明 者(寮の管理者・下宿の家主等)

住 所	(〒 —) TEL — —
氏 名	印

下記の者は、私が所有又は管理する借家等に居住していることを証明します。

申 請 者(本人)

氏 名	印
住 所	(〒 —) TEL — —
寮・借家等 の 名 称	
居住開始年月	年 月から

別記第8号様式(第5条の2、第6条関係)

確 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住所 _____
(自署) 氏名 _____
連帯保証人 住所 _____
(保護者等) 氏名 _____

私は、和歌山県修学奨励金(進学助成金)の貸与の決定を受けるに当たり、次のことを確約します。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資貸与金の入学時特別増額に係る貸与を受けていないこと。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による就学支度資金の貸与を受けていないこと。
- (3) 生活福祉資金貸付金の就学支度費の貸与を受けていないこと。

入学予定者である私は、(1)から(3)までに併せて次のことを確約します。

- (4) 年4月30日までに大学等又は専修学校専門課程の在学証明書及び貸借証明書(別記第7号様式)又はこれらに代わる貸貸契約書の写しを提出すること。

奨学生番号		氏名
-------	--	----

奨学金借用証書 返還誓約書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

借用金額 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の奨学金を借用しました。つきましては、私及び連帯保証人は、関係規程並びに下記事項を遵守し返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。

- 1 奨学金を納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ納付金額に年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 2 奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受け、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。
- 3 奨学金の返還を怠った場合には、私及び連帯保証人の住所、資産等について、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者から和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人	フリガナ		生年月日
	氏名	(印)	年 月 日生
	現住所	〒	TEL() —
(自署)	学校名	立 学校 分校	全日制 高等部 定時制 高等課程 通信制 科

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について極度額 円まで連帯して保証します。

連帯保証人	フリガナ		生年月日	本人との続柄
	氏名	(印)	年 月 日生	
	現住所	〒	TEL() — 携帯電話() —	

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏名		生年月日
	現住所	〒	TEL() —
	氏名	(印)	生年月日
	現住所	〒	TEL() —
後見人	氏名	(印)	生年月日
	現住所	〒	TEL() —

注 本書は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第91条の3第1項又は第2項の規定の適用により印紙税は課されません(印紙の貼付は必要ありません。)

別記第10号様式(第9条関係)

返 還 計 画 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	(〒 —)
本人住所	TEL (— —)
氏名	印
連帯保証人 (保護者等)	(〒 —)
住所	TEL(— —) 携帯電話(— —)
氏名	印

私が借用した(※ 奨学金 ・ 進学助成金)の借用金額は、 円であり、下記の返還計画に基づき返還します。

記

[返還計画]

奨学生番号			氏名		
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月 27 日	年 月	回	円	円
2 月賦・半年賦 の 併 用	毎月 27 日	年 月	回	円	円
	毎年1月27日 毎年7月27日	年 月	回	円	円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

(注意) 返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店名	(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)			支店
預金種目	1 普通(総合) 2 当座	口座番号(右づめで記入)		
(フリガナ) 預金者氏名	住所		(〒 —)	TEL(— —)

	奨学生番号	氏名
--	-------	----

進学助成金借用証書 返還誓約書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

借用金額 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の奨学金を借りました。つきましては、私及び連帯保証人は、関係規程並びに下記事項を遵守し返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。

- 進学助成金を納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ納付金額に年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 進学助成金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受け、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。
- 進学助成金の返還を怠った場合には、私及び連帯保証人の住所、資産等について、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者から和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日	
	氏名	(印)	年	月 日 生
	現住所	〒	TEL() —	
	学校名	立	大学 短期大学 専修学校	学部 学科 課程

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について極度額 円まで連帯して保証します。

連帯保証人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日		本人との続柄
	氏名	(印)	年	月 日 生	
	現住所	〒	TEL() — 携帯電話() —		

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏名	(印)	生 年 月 日	
	現住所	〒	年	月 日 生
	氏名	(印)	TEL() —	
	現住所	〒	TEL() —	
後見人	氏名	(印)	生 年 月 日	
	現住所	〒	年	月 日 生

注 本書は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第91条の3第1項又は第2項の規定の適用により印紙税は課されません(印紙の貼付は必要ありません。)

別記第12号様式(第10条、第11条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨 学 生 番 号	
本 人 住 所	(〒 —)
氏 名	

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第10条又は第11条第1号の規定により届け出ます。

記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人	氏 名 (自署・押印)	印
	住 所	(〒 —) TEL — — 携帯電話 — —
旧連帯保証人	氏 名 (自署・押印)	印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏 名	
	住 所	(〒 —) TEL — — 携帯電話 — —

別記第13号様式(第11条関係)

住所・氏名等変更届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
旧氏名	
旧本人住所	(〒 —) TEL — —

下記のとおり(住所・氏名)等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第2号の規定により届けます。

記

本人	新氏名				
	新住所	(〒 —) TEL — —			
高等学校等	旧学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程
	新学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程
大学等	旧学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程
	新学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程

別記第14号様式(第11条関係)

休(停・退)学届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号			(〒 —)
本人住所	(〒 —)	連帯保証人 (保護者等) 住 所	
氏 名		氏 名	

下記のとおり休(※ 停・退)学したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第3号の規定により届け出ます。

記

- 1 氏 名
- 2 学校名及び学年
- 3 休(停)学期間(又は退学年月日)
- 4 休学(停学・退学)の理由
- 5 奨学金等領収済額 年 月 から 年 月 まで
合計 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名 学校長氏名 印

(大学等又は専修学校専門課程にあつては、学校の証明書等を添付することで証明に代えることとする。)

(注)※は、該当する方を○で囲む。

別記第15号様式(第11条関係)

復学届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 —)
本人住所	(〒 —)	住所	
氏名		氏名	

下記のとおり復学したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第4号の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 学校名及び学年
- 3 復学年月日 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

別記第16号様式(第11条関係)

辞 退 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	(〒 —)	連帯保証人 (保護者等) 住 所	(〒 —)
本人住所			
氏 名		氏 名	

下記のとおり和歌山県修学奨励金の貸与を辞退したいので、和歌山県修学奨励金貸与
条例施行規則第11条第5号の規定により届け出ます。

記

1 氏 名

2 学 校 名(及び学年)

第 学年

3 辞退年月日

年 月 日

4 辞 退 理 由

()

年 月 日

学校名

学校長氏名

印

別記第17号様式(第11条関係)

他 奨 学 金 等 適 用 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 ー)
本人住所	(〒 ー)	住 所	
氏 名		氏 名	

下記のとおり他奨学金の適用を受けることとなったので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第6号の規定により届け出ます。

記

1	適用奨学金名	
2	適用開始年月日	年 月 日

年 月 日

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

別記第18号様式 (第12条関係)

<p style="text-align: center;">修学奨励納入通知書兼領収証書 和歌山県歳入(税外)</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">会計</td> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>奨学生番号</td> <td colspan="3">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納付場所 裏面記載の金融機関</td> <td>延滞金</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>納入合計</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table> <p>ただし 修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日 上記のとおり納付してください。</p> <p>年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">上記のとおり領収しました。</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> 和歌山県知事 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-left: 10px;"></div> <div style="text-align: center; margin-left: 10px;">領 収 日 付 印</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(納 入 者 保 管)</p>	年度	会計	年度		預金種別	口座番号			奨学生番号	年 月 分			金額	円			納付場所 裏面記載の金融機関	延滞金	円			納入合計	円		<p style="text-align: center;">修学奨励収納済通知書 和歌山県歳入(税外)</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">会計</td> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>奨学生番号</td> <td colspan="3">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納入合計</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </table> <p>ただし 修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日 上記のとおり収納しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">和歌山県会計管理者様</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">用紙を折ったり、曲げたり汚したりしないこと。</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">(取扱店→指定金融機関(紀陽銀行)→和歌山県保管)</p>					年度	会計	年度		預金種別	口座番号			奨学生番号	年 月 分			金額	円			延滞金	円			納入合計	円			<p style="text-align: center;">修学奨励原符 和歌山県歳入(税外)</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">会計</td> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>奨学生番号</td> <td colspan="3">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>納入合計</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table> <p>ただし 修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日 上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">(取 扱 店 保 管)</p>	年度	会計	年度		預金種別	口座番号			奨学生番号	年 月 分			金額	円				延滞金	円			納入合計	円	
年度	会計	年度																																																																												
預金種別	口座番号																																																																													
奨学生番号	年 月 分																																																																													
金額	円																																																																													
納付場所 裏面記載の金融機関	延滞金	円																																																																												
	納入合計	円																																																																												
年度	会計	年度																																																																												
預金種別	口座番号																																																																													
奨学生番号	年 月 分																																																																													
金額	円																																																																													
延滞金	円																																																																													
納入合計	円																																																																													
年度	会計	年度																																																																												
預金種別	口座番号																																																																													
奨学生番号	年 月 分																																																																													
金額	円																																																																													
	延滞金	円																																																																												
	納入合計	円																																																																												

別記第19号様式 (第12条関係)

<p style="text-align: center;">修学奨励収納済通知書 和歌山県歳入(税外)</p> <p style="text-align: right;">コンビニエンスストア専用</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金額</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>所属 年度 会計 奨学生番号 調定年月 区分 <input type="checkbox"/>元本 <input type="checkbox"/>延滞金</p> <p>ただし修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり収納しましたので通知します。</p> <p>奨学生氏名</p> <p>CVS収納用 (ご注意)バーコードがないものや読み取れないもの、又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。</p> <p>領収日付印</p> <p>収納代行 コンビニ取扱期限</p> <p>用紙を折ったり、曲げたりしないこと。</p> <p>この納付書はコンビニエンスストア専用のため、金融機関(ゆうちょ銀行含む。)では納付できません。</p> <p style="text-align: center;">(CVS本部保管)</p>	金額	千	百	十	万	千	百	十	円	額	/	/	/	/	/	/	/	/	<p style="text-align: center;">修学奨励原符 和歌山県歳入(税外)</p> <p>所属 年度 会計</p> <p>奨学生番号 調定年月</p> <p>区分 <input type="checkbox"/>元本 / <input type="checkbox"/>延滞金</p> <p>奨学生氏名</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金額</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">額</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>コード</p> <p>ただし修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日</p> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>コンビニ取扱期限 年 月 日</p> <p>領収日付印</p> <p style="text-align: center;">(CVS店舗保管)</p>	金額	千	百	十	万	千	百	十	円	額	/	/	/	/	/	/	/	/	<p style="text-align: center;">修学奨励納入通知書兼領収証書 和歌山県歳入(税外)</p> <p style="text-align: right;">コンビニエンスストア専用</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">所属</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">会計</td> </tr> <tr> <td>奨学生番号</td> <td>調定年月</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>区分 <input type="checkbox"/>元本 <input type="checkbox"/>延滞金</td> <td>千 百 十 万 千 百 十 円</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>コード</p> <p>ただし修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日</p> <p>上記のとおり納付してください。</p> <p>※納付場所及びお問い合わせ窓口は裏面に記載しております。</p> <p>和歌山県知事</p> <p>収納代行 収入印紙不要</p> <p style="text-align: center;">(納入者保管)</p>	所属	年度	会計	奨学生番号	調定年月	金額	区分 <input type="checkbox"/> 元本 <input type="checkbox"/> 延滞金	千 百 十 万 千 百 十 円	分
金額	千	百	十	万	千	百	十	円																																							
額	/	/	/	/	/	/	/	/																																							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円																																							
額	/	/	/	/	/	/	/	/																																							
所属	年度	会計																																													
奨学生番号	調定年月	金額																																													
区分 <input type="checkbox"/> 元本 <input type="checkbox"/> 延滞金	千 百 十 万 千 百 十 円	分																																													

別記第20号様式(第13条関係)

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	(〒 —)	連帯保証人 (保護者等)	(〒 —)
本人住所	TEL (— —)	住 所	TEL (— —)
氏 名		氏 名	

下記の事由により修学奨励金の返還の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	借 用 金 額	円
2	返 還 済 金 額	円
3	返 還 免 除 金 額	円
4	返 還 免 除 事 由	

注

- 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。
- 2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

別記第21号様式(第14条関係)

返還猶予申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	
本人住所	(〒 —) TEL — —
借用終了時の学校名	
奨学金は	年 月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により修学奨励金の返還の猶予を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望猶予期間	年 月 から 年 月 まで
2	返還猶予理由	

注

- 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

別記第22号様式(第15条関係)

返還期間延長申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	
本人住所	(〒 —) TEL — —
借用終了時の学校名	
奨学金は	年 月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により修学奨励金の返還期間の延長をしたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望延長期間	年 月 から 年 月 まで
2	期間延長理由	

注

- 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

別記第23号様式(第16条関係)

延滞金免除申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 —)
本人住所	(〒 —) TEL (— —)	住所	TEL (— —)
氏名		氏名	

下記の事由により修学奨励金に係る延滞金の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第16条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

免除事由	
------	--

注

- 1 申請の理由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

附則別記様式(附則第2項関係)
別記第1号様式(第5条関係)
別記第2号様式(第5条関係)
別記第3号様式(第5条関係)
別記第4号様式(第5条関係)
別記第5号様式(第5条関係)
別記第6号様式(第5条の2関係)
別記第7号様式(第5条の2関係)
別記第8号様式(第5条の2、第6条関係)
別記第9号様式(第9条関係)
別記第10号様式(第9条関係)
別記第11号様式(第9条関係)
別記第12号様式(第10条、第11条関係)
別記第13号様式(第11条関係)
別記第14号様式(第11条関係)
別記第15号様式(第11条関係)
別記第16号様式(第11条関係)
別記第17号様式(第11条関係)
別記第18号様式(第12条関係)
別記第19号様式(第12条関係)
別記第20号様式(第13条関係)
別記第21号様式(第14条関係)
別記第22号様式(第15条関係)
別記第23号様式(第16条関係)